

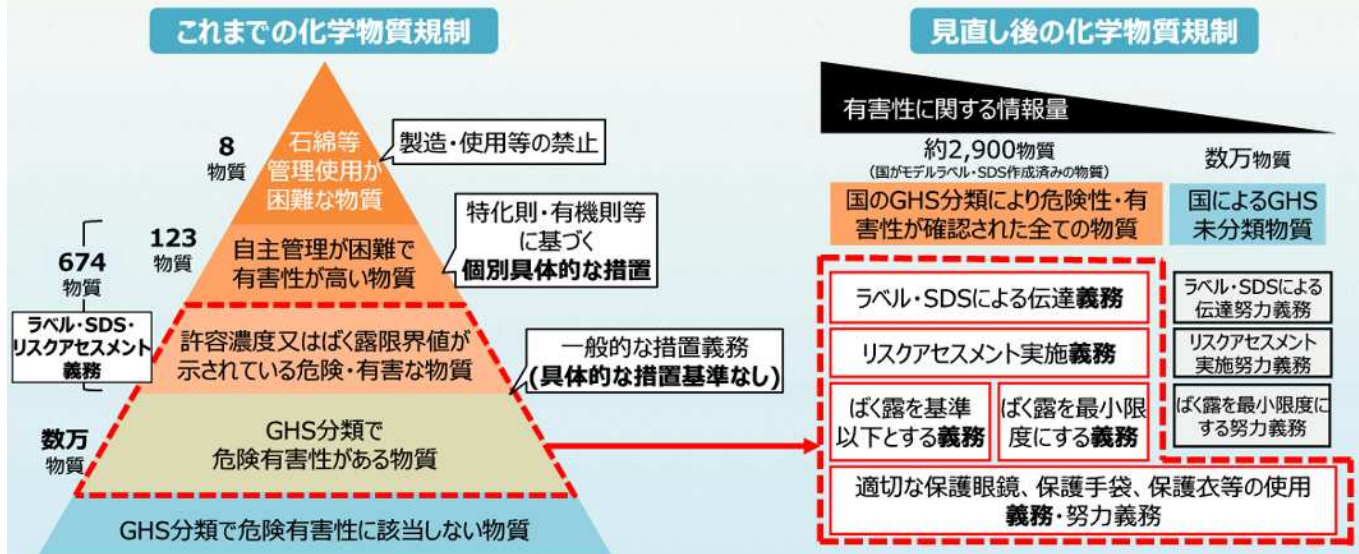
労働安全衛生法の新たな化学物質規制

— 自律的な化学物質管理へ！ —

労働安全衛生法に基づくラベル表示、安全データシート（SDS）等による通知とリスクアセスメント実施義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加していきます。（令6.4.1施行）

ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質の追加

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！



リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

◇ リスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

（１）リスクアセスメント対象物にばく露される程度を、代替物等を使用する、密閉設備、局所排気装置又は全体換気装置を設置し稼働する、作業方法を改善する、有効な呼吸用保護具を使用する等により最小限度にしなければなりません。（令5.4.1施行）

（２）リスクアセスメント対象物のうち、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、ばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。（令6.4.1施行）

皮膚等障害化学物質等への直接接​​触の防止

◇ 健康障害を起こすおそれのあることが明らかな物質を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者には、保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、又は履物等適切な保護具を使用させなければなりません。



努力義務
（令5.4.1施行）



義務
（令6.4.1施行）



健康障害を起こすおそれがないことが明らかなものの以外の物質は努力義務です。（令5.4.1施行）

化学物質管理体系の見直し

- ◇ 衛生委員会の付議事項が追加されます。 (令6.4.1施行、令5.4.1一部施行)
- ◇ がん等の遅発性疾病を把握したときは、医師の意見を聴き、業務に起因する場合(疑いを含む。)は、労働局長への報告が必要になります。 (令5.4.1施行)
- ◇ リスクアセスメント結果等を記録し保存しなければなりません。 (令5.4.1施行)
- ◇ 災害発生事業場に対し監督署長が改善の指示を行うことができます。 (令6.4.1施行)
- ◇ リスクアセスメント結果に基づき、必要があると認めるときは、必要な項目について健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。 (令6.4.1施行)

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

☞化学物質管理者の選任義務

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、又は譲渡提供する事業場は、化学物質管理者を選任しなければなりません。

(令6.4.1施行)

☞保護具着用管理責任者の選任義務

リスクアセスメントに基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場は、保護具着用管理責任者を選任しなければなりません。

(令6.4.1施行)

☞職長教育の業種拡大

職長教育の対象業種に、食料品製造業及び新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業が追加されます。

(令5.4.1施行)



☞雇い入れ時教育の拡充

化学物質を製造、取り扱う事業場は、雇い入れ時教育において、化学物質に関する必要な教育を行わなければなりません。

(令6.4.1施行)

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達強化

◇ SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認と更新

SDSの通知事項である「人体に及ぼす作用」を、定期的に確認し、変更があるときは更新の上、通知先に変更内容を通知しなければなりません。

(令5.4.1施行)

◇ SDS等による通知事項の追加と含有量表示の適正化

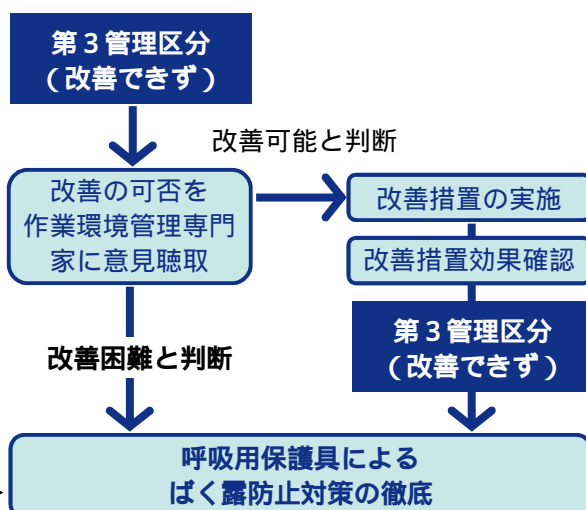
SDSの通知事項として「(譲渡提供時に)想定される用途及び当該用途における使用上の注意」が追加され、含有量は重量パーセントの記載が必要となります。

(令6.4.1施行)

作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

- ◇ 当該作業場所の作業環境の改善可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。意見聴取の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。

(令6.4.1施行)



● 厚生労働省ホームページ

こちらも
ご覧ください



職場の化学物質管理 検索